

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
許 認 可 等 名	特定中小企業者の認定	
根 拠 法 令	中小企業信用保険法	
根 拠 条 項	第2条第5項	
連 絡 先	(電話 621-5225)	
審 査 基 準	基 準 特定中小企業者の認定に係る審査基準については、別紙「特定中小企業者認定要領」のとおり。	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (平成28年3月31日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 1日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)